証券総合口座取引約款

1 章 証券総合口座

（約款の趣旨）

第 1 条

証券総合口座取引約款（以下、「当約款」といいます。）は、有価証券の保護預り取引、カバードワラント取引、CFD 取引、について、お客さまと e ワラント証券株式会社（以下、「当社」といいます。） との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

（総合取引の利用）

第 2 条

お客さまは、当約款および別に定める各取引の約款・規程（保護預り約款、外国証券取引約款、CFD 取引口座約款等）に基づいて次の各号に掲げる取引又はそれら複数の取引を組み合わせ（以下、「総合取引」といいます。）をご利用いただくことができます。また、お客様が開設した次の各号に掲げた各々の取引口座をあわせて「証券総合口座」（以下、「総合口座」といいます。）といいます。

① 有価証券の保護預り取引
② カバードワラント取引
③ CFD 取引

(総合口座の開設)

第 3 条

お客さまは、当社所定の方法により、あらかじめ、総合口座を申込むものとし、当社が承諾した場合に限り総合口座開設後、総合取引を開始することができます。

２ お客さまの総合口座開設の申込みに際しては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従い、本人確認 のために必要な書類の提出を行っていただきます。

３ お客さまの総合口座の申込みに際しては、次に掲げる事項についてご確約いただきます。

① お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者、いわゆる総会屋等の反社会的勢力（以下「反社等」）に該当せず、かつ将来にわたってもいかなる関係も有しないこと

② 前号に定める反社会的勢力と一切関係を有しておらず、かつ将来にわたってもいかなる関係も有しないこと

③ 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を越えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為等を行わないこと

（インターネット取引について）

第４条 お客さまは、総合取引開始時に、別に定めるインターネット取引取扱規程にご同意頂けるものとします。

2 章 有価証券取引

（法令・諸規則の遵守）

第５条 当社は、お客さまから有価証券の売買等のご注文をお受けする際には、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）、その他関係法令、金融商品取引所、ならびに日本証券業協会等の定める規則等に従うものとします。

（事前預託等）

第６条 当社は、原則として、お客さまから買付注文に係る代金をお預けいただいた後に、有価証券の売買等のご注文をお受けするものとします。

3 章 報告・連絡

（取引報告書）

第７条 当社は、お客さまからご注文いただいた、店頭 CFD 取引口座ならびにカバードワラント口座において取引が成立したときは、金商法第３７条の４の規定にもとづく「契約締結時交付書面」として、取引報告書（以下「取引報告書」といいます。）を郵送、または「金融商品取引業等に関する内閣府令」（以下「内閣府令」といいます。）等の定める電子情報処理組織を使用する方法により遅滞なくお客さまに交付いたします。

取引残高報告書についても同様です。ただし、法令諸規則等の規定にもとづき交付を行わない場合があります。

（取引残高報告書等）

第８条 当社は、内閣府令第９８条の規定にもとづき、、店頭 CFD 取引口座ならびにカバードワラント口座において取引が成立した場合には四半期に１回以上、期間内のお取引内容、お取引後の残高 を記載した取引残高報告書をお客さまに交付いたします。ただし、お取引がない場合は、１年に１回以上、取引残高報告書をお客さまに交付いたします。

２ 第７条に規定する取引報告書ならびに本条第１項および第２項に規定する取引残高報告書を受領された場合は、すみやかにその内容をご確認ください。

３ 当社は、お届出のあった住所、氏名等に取引報告書および取引残高報告書、その他お客さまへの通知書類を発送した場合には、延着、または当社に返戻のなかった未達の場合でも、正常に到達したものとみなします。

４ 当社が発送した取引報告書および取引残高報告書、その他通知書類が、転居先不明、お届出の住所不一致等の 理由により未着または当社に返戻された場合には、お取引を中止または停止させていただくことがあります。

4 章 解約・変更

（解 約）

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様の総合口座は解約されます。

1 お客さまから当社の定める方法で解約のお申し出があった場合

2 お客さまが手数料を支払わない場合

3 お客さまがこの約款に違反した場合

4 この約款により開設されたお客さまの総合口座に金銭がないこと、各商品に金銭および保護預かり証券等の残高がなく、当社の定める期間を経過した場合。

5 お客さまがこの約款の変更に同意しない場合

6 総合口座開設申込時の確約に反し、又はお客様が反社等又は、直接的、間接的を問わずその関係者等である事実が認められ、当社が解約を申し出た場合

7 お客さまが直接、間接を問わず、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が 契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合

8 法令諸規則等に照らし合理的な事由にもとづき、かつ、やむを得ない事由により当社がお客さまに対し一定の猶予期間をおいて解約を申し出た場合

9 口座開設時のお客様からの届け事項に変更が生じた際に、当社において犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづく確認ができない場合

10 当社がこの約款にもとづく業務を営むことができなくなった場合、または当該業務を終了した場合

（解約時の取扱い）

第 10 条 前条にもとづく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券および金銭の返還を行います。

2 保護預り証券のうち現状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

（届出事項の変更手続き）

第 11 条 住所、氏名等の変更があったときは、当社所定の方法により変更後遅滞なくお届けください。その際に、「住民票」等の書類をご提出、または「個人番号カード」等をご提示いただくことがあります。

2 勤務先（お勤め先）、所属部署、役職、内部者登録の有無、お取引関連情報、投資方針等に変更があった場合、遅滞なく当社にお申し出ください。

3 前各項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了した後でなければ保護預り証券の返還、その他のご請求には応じません。

（自動換金）

第 12 条 お客様が CFD 取引口座を保有されている場合、お客様の CFD 取引において不足金が発生した場合には速やかに不足金の入金を行うものとします。当社は特にお客様からお申出がない限り他の余資、保有有価証券を換金しその不足分に充当することがあります。

⑴ CFD 取引口座において不足金が発生した場合、当社はお客様の計算において、保有するカバードワラント口座内の資金を振りかえる他、建玉の一部乃至は全部を決済し、未収金に充当することが出来るものとします

（その他）

第 13 条 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

① お客様の届出事項に変更があった場合で、その変更の申出が遅延した、又は、お客様によって適切に行われなかったとき。
② 天災地変その他の不可抗力により、本章に基づく処理に遅滞等が生じたとき。

（銀行等の口座との入出金）

第 14 条

（1）出金において、銀行等の金融機関への振込を選択された場合は、ご登録いただいているご本人口座（当社の口座名と同一に限る）に振込みます。

（２）振込に係る手数料は、所定の額をお客様に負担していただくことがあります。

（３）CFD 口座においてお客様の不足金が発生していない限り、お客様は、当該証拠金を総合口座に振替たのち、当該超過額の一部又は全部の出金を請求することができるものとし、当社は、お客様からの出金依頼を当社の指定する出金依頼フォームにより、当社営業日の日本時間午後 3 時までに受付けたものについては、原則として受付日の翌 営業日以内に、登録されたお客様金融機関口座へ返金します。但し、出金依頼状況やその他事情などによりそれ以上のお時間を頂戴する場合がございます。

なお、お客様の出金依頼は原則として 一回の受付時間で一度を限度とし、全額出金を除き、1 回あたりの最低出金額は 1,000 円以上とします。

8 章 雑則

（免責事項）

第 15 条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

１ 第 11 条による届出の前に生じた損害

２ ご利用に関し、お客様が使用されたログイン ID、パスワードがお客様ご自身で入力したか否かに拘わらず予め当社に登録されているものとの一致を確認して行った取引。

3 天災地変等の不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭もしくは有価証券の授受または寄託の手 続きおよび取引の媒介等が遅延し、または不能となった場合

4 電信または郵便の誤配、遅延等、当社の責に帰すことのできない事由が生じた場合

5 この約款または法令等の定めに則って、取引が停止され、または取引内容が変更されたことにより生じた損害

（保護預り約款等の適用）

第１６条 この総合取引約款に定めのない事項については、保護預り約款等、他の約款・規定が適用されるものとします。

（合意管轄）

第 17 条 お客さまと当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

（この約款の変更）

第 18 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の４の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附 則

この約款は、2020 年 1 月 29 日に制定いたしました。効力発生日は、CFD 取引開始日といたします。

この約款は、2020 年 2 月 27 日に改訂いたしました。効力発生日は、CFD 取引開始日といたします。

この約款は、2021 年 2 月 5 日に改訂いたしました。

以 上